

昭和六十三年四月十九日提出
質問 第二七号

一九四九年八月一二日のジュネーヴ四条約に追加される議定書の加入に関する質問
主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十三年四月十九日

提出者 渡部 行雄

衆議院議長 福田 一殿

一九四九年八月一二日のジュネーヴ四条約に追加される議定書の加入に関する質問

主意書

我が国は講和独立に際し、一九四九年八月一二日のジュネーヴ四条約、即ち

一、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約

二、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約

三、捕虜の待遇に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約

四、戦時における文民の保護に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約
に加入を求められて参加し、今日に至っている。

この四条約はその後、一九七七年に第一議定書及び第二議定書を追加し、人道法則の一層の実現を目指して、戦争の方法と制限及び一般住民の保護等を強化補充している。

かつて、我が国は、一九二九年捕虜の待遇に関する条約を批准することなく大戦に突入し、戦争の災禍を拡大した痛恨の過去を持っている。

我が国は、平和憲法の下、国際紛争の解決の手段として交戦権を放棄しており、再び戦争を起こすことは考えられないが、国際社会の一員として、この議定書に加入し、戦禍が市民に及ばないよう努めることは国家の当然の義務と思料する。

従つて、次の事項について質問する。

- 一 内閣がこれまで、前記議定書の加入を見合わせているのはいかなる理由によるものか。
- 二 加入を見合わせている理由が議定書の内容によるものとすれば、その条項の改正がない限り加入できないと考えるのか。

右質問する。